

農業所得の申告（収支計算の手引き）

1. 農業所得の申告とは

事業（継続的、収益性があるもの）として農産物の生産などを営んでいる場合は、農業経営者として申告をしなければなりません。

農業に関する補助金や交付金を受けている場合は必ず申告を行う必要があります。

家庭菜園や家族のみで消費している農業の場合は、農業所得の申告は必要ありません。

2. 作成手順（記入欄が足りないときは適宜別紙でまとめてください。）

① 収入・経費の確認

1年間の農業の収入及び経費に関する資料を整理します。

収入・・・ 売上・収穫高・家事消費分・分配金・交付金・その他農業雑収入に関する資料の収集、出納簿の整理、受領書・明細書の整理などをしましょう。

支出・・・ 経費となるものの「領収書」「レシート」「購入明細」「抛出金明細」などの整理、出納簿などの計算、農業用通帳への記帳などをしましょう。

② 年間集計

①で整理した資料を各項目ごとに分類し、「収入」「経費」の項目別年間集計表へ記入して項目ごとに集計します。

③ 収支内訳書への記入

②で集計したものを収支内訳書(農業所得用)へ転記し、合計します。

④ 農業収支内訳書の完成

この結果を基に確定申告書または住民税申告書を作成します。



※帳簿や領収書などは提出不要ですが、整理して保存（法定帳簿は7年、任意帳簿や領収書などは5年）する必要があります。

申告に関するお願い

この冊子を利用して、事前に「収支内訳書」を完成させてご来場ください。

北広島町役場 税務課 所得係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地
TEL 050-5812-1852（税務課直通）

収支内訳書（農業所得用）

科 目		金 額 (円)				科 目		金 額 (円)						
収入金額	販売金額	①					経費	修繕費	リ					
	家事消費金額	②						動力光熱費	ヌ					
	事業消費金額	③						作業用衣料費	ル					
	雑収入	③						農業共済掛金	ヲ					
	小計 (①+②+③)	④						荷造運賃手数料	ワ					
	農産物の 棚卸高	期首	⑤						土地改良費	カ				
		期末	⑥							ヨ				
計 (④-⑤+⑥)	⑦							タ						
経費	雇人費	⑧							レ					
	小作料・賃借料	⑨							ソ					
	減価償却費	⑩						雑費	ツ					
	貸倒金	⑪						農産物 以外の 棚卸高	期首	ネ				
	利子割引料	⑫							期末	ナ				
	その他の 経費	租税公課	イ						経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	ラ				
		種苗費	ロ					小計 (イ～ラまでの計+ナ～ラ)	⑬					
		素畜費	ハ					経費計 (⑧～⑫までの計+⑬)	⑭					
		肥料費	ニ					専従者控除前の所得金額 (⑦-⑭)	⑮					
		飼料費	ホ					専従者控除	⑯					
		農具費	ヘ					所得金額 (⑮-⑯)	⑰					
		農薬衛生費	ト					⑰のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額						
	諸材料費	チ												

項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

《 収入金額 》

1月～12月末までの収入について集計してみましょう。農業通帳、農業ノート(受領書・明細書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

販売金額 ①						家事消費・事業消費金額 ②				雑収入 ③			
月日	販売先	摘要	収穫日	数量	金額(円)	摘要	数量	計上単価	金額(円)	月日	摘要	金額(円)	
計					①	計				②	計		③

○記載例

7ページにも補足説明があります。

販売金額 ①						家事消費・事業消費金額 ②				雑収入 ③				
月日	販売先	摘要	収穫日	数量	金額(円)	摘要	数量	計上単価	金額(円)	月日	摘要	金額(円)		
10/13	JA広島〇〇	コシヒカリ(JA米) 1等	9/22	50袋	290,000 ※	自家消費飯米	10袋	5,800 ※	58,000 ※	3/30	中山間(個人+共同収入)	105,000		
10/25	〇△米穀店	コシヒカリ(30kg/袋)	9/22	20袋	140,000	縁故米(子・親戚)	20袋	5,800 ※	116,000 ※	5/30	機械利用組合オベ賃	220,000		
11/5	産直市	ほうれん草	10/3	300束	84,000	自家用(一般野菜)	5人×12月		93,250	9/30	多面的(草刈手当)	15,000		
12/10	"	さつまいも	10/25	80kg	40,000	ほうれんそう、ねぎ、里芋他				11/30	中山間(役員手当)	10,000		
						自家消費分は実際の販売価格相当額で計算します。								
計						①	計				②	計		③
					554,000					267,250			600,500	

※JA米は、仮に1袋5,800円での計算例です。

* 収入額は、農産物を収穫した年が収入を得た時となりますので、年内一括計上してください(所得税法41-1)。棚卸しをする場合は、収穫時の価格によって計算し、棚卸資産として翌年に繰越します。

* ぐず米や種もみ用の米、小作料として地主に渡した米も収入となりますので、適切な価格で計上してください。

* 自家消費分については、町内の市場価格・政府買入価格・新聞等の市場価格等を参考に実収穫高で計算してください。自家用の少量多品目野菜は主な野菜単価を使用してもかまいません。

* 生計を一にする人が農業に係って得た収入は、その家の農業収入としてまとめて申告する必要があります。

項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

《 経 費 》

1月～12月末までの年間経費を項目ごとに集計してみましょう。農業通帳、農業ノート(領収書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

「減価償却費⑩」の計算 [定額法の場合]

計算方法などは6ページの「減価償却費の計算方法」を参考にしてください。

減価償却資産の名称等 (繰越資産を含む)	面積又は 数量	取得年月	償却資産の 取得額	償却基礎金額	償却方法	耐用年数	償却率	所有月数	本年分の 減価償却費	農業専用 割合	必要経費となる 減価償却費	未償却残高 (期末残高)	摘 要
			円	円	定額			— 12	円	%	円	円	
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
					定額			— 12					
計											⑩		

注)償却基礎金額は、平成19年3月31日以前に購入した場合は償却資産の取得額に0.9を乗じたものになります。平成19年4月1日以降に購入した場合は償却資産の取得額が償却基礎金額になります。

月日	雇 人 費 ⑧				月日	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨				
	住 所	氏 名	金 額	源泉徴収税額		住 所	氏 名	種別等	面積・数量	金 額
			円	円						円
計			⑧		計					⑨
具体的 内 容	<雇人費> 常雇、臨時雇人費などの労賃及び賄費 ・農作業等に関して賃金・給与の支払をしたもの ・作業員への食事、衣服の支給をしたもの ・家族への支払は対象外				具体的 内 容	<賃借料> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の賃借料 ・農業集団または個人から借りた農機具などの賃借料 ・共同利用施設(カントリーエレベーター、ライスセンターなど)の利用料 				

項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

《 経 費 》

1月～12月末までの年間経費を項目ごとに集計してみましょう。 農業通帳、農業ノート(領収書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

月日	貸倒金 ⑪	利子割引料 ⑫	租 税 公 課 イ	種 苗 費 ロ	素 畜 費 ハ	肥 料 費 ニ	飼 料 費 ホ	農 具 費 ヘ	農薬衛生費 ト	諸 材 料 費 チ
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 0 5px;"> 月日 </div>										
計	⑪	⑫	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
具 体 的 な 内 容	売掛金などの貸倒損失	農業用の借入金の利子や受取手形の割引料など <small>※元金の返済額は、減価償却費等で計上するため必要経費にはできません。</small>	田畑、農業用建物等に係る固定資産税、不動産取得税、農業用自動車の自動車税、水利費、農協組合費など <small>※農業用でないものは計上できません。併用の場合は、専用割合で按分するなど適切に計上してください。</small>	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料	肥料の購入費用	飼料の購入費用	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用	農薬の購入費用や共同防除費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用

項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

《 経 費 》

1月～12月末までの年間経費を項目ごとに集計してみましょう。農業通帳、農業ノート(領収書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

月日	修繕費 <small>リ</small>	動力光熱費 <small>ヌ</small>	作業用衣料費 <small>ル</small>	農業共済掛金 <small>ヲ</small>	荷造運賃手数料 <small>ワ</small>	土地改良費 <small>カ</small>	その他 <small>ヨ～ソ</small>	雑費 <small>ツ</small>		
計	<small>リ</small>	<small>ヌ</small>	<small>ル</small>	<small>ヲ</small>	<small>ワ</small>	<small>カ</small>	<small>ヨ～ソ</small>	<small>ツ</small>		
具体的な内容	農機具、農業用自動車、農業用建物などの修理に要した費用 ※資産の価値を高めたり、耐久性を増すなど、資金的支出(減価償却の対象)となるものは除きます。	農業に用いた電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費 ※家庭用と共用している場合は、その使用割合等で按分して算出します。	作業衣、長靴などの購入費	水稻、果樹、家畜、農業用自動車などに係る共済掛金、価格損失補てんのための負担金・拠出金	出荷の際の包装費用・運賃、出荷(荷受)機関に支払う手数料 ※手数料を販売代金から差し引かれた場合も含まれます。	土地改良事業の受益者負担金や客土費用	中山間地域等直接支払事業個人支出金、作業委託費などは空欄へ直接表示してもかまいません。	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費(事務用品など)		

減価償却費の計算方法（定額法・旧定額法の場合）

○減価償却費の計算にあたって

区 分	農 業 経 費 へ の 計 上 方 法
使用可能期間1年以下 又は取得価額10万円未満	償却資産に該当しません。「農具費」や「諸材料費」として購入した年の経費に計上します。
取得価額10万円以上20万円未満	取得価額の1/3の金額を、取得後3年間減価償却費として経費に計上することができます。
取得価額20万円以上	資産ごとに決められた耐用年数に応じて減価償却費の計算方法により計上します。 中古品の耐用年数は別に算定することとなります。耐用年数を全部経過した資産の場合の耐用年数は、耐用年数に0.2を乗じた年数となります。

○計算方法

平成19年3月31日以前に
取得の場合（旧定額法）

$$\text{取得価額} \times 90\% \times \text{償却率} \times \frac{\text{所有月数}}{12\text{月}} \times \text{農業専用割合} = \begin{array}{|l|l|} \hline \text{その年の} & \text{償却可能限度額(取得価額} \times 95\% \text{)まで計上でき} \\ \hline \text{減価償却費} & \text{ます。} \\ \hline \end{array}$$

上記の平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で95%まで償却が終わったものは、次の計算式により償却終了の翌年以後5年間で備忘価額（1円）まで均等償却することができます。

取得価額の95%に
到達した減価償却資産

$$\left[\text{取得価額} \times 5\% - 1\text{円} \right] \div 5\text{年} = \begin{array}{|l|l|} \hline \text{その年の} & \text{備忘価額(1円)まで計上できます。} \\ \hline \text{減価償却費} & \text{(最後の1年分は1円を引いた額)} \\ \hline \end{array}$$

平成19年4月1日以降に
取得の場合（定額法）

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{所有月数}}{12\text{月}} \times \text{農業専用割合} = \begin{array}{|l|l|} \hline \text{その年の} & \text{取得価額から備忘価額(1円)を引いた金額まで計上できます。} \\ \hline \text{減価償却費} & \text{(最後の1年分は1円を引いた額)} \\ \hline \end{array}$$

○主な資産の耐用年数及び償却率

種 類	用途・構造	償却率の適用年		注意事項		
		～平成20年分 耐用年数	平成21年1月1日以後取得分 耐用年数			
農業用設備 償 却 資 産	トラクター	歩行型(耕運機)	5	7	0.143	農業用設備について、平成21年以降は、それ以前に取得した農業機械の耐用年数を7年(償却率0.143)に変更して再計算し計上することになります。(平成19年3月31日以前に取得のものは償却率0.142を使用します。)
		その他(乗用型のもの等)	8			
	耕運整地用機具	プラウ、ロータリー、うねたて機、ハローなど	5			
	栽培管理用機具	田植機、育苗機、は種機、スプリンクラーなど	5			
	防除用機具	散粉機、噴霧器など	5			
	穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン、刈取機(バインダーを含む)など	5			
		その他(籾すり機、乾燥機など)	8			
	果樹・野菜・花卉 収穫調整用機具	野菜洗浄機、掘取機	5			
その他(しいたけ乾燥機など)		8				
車 両	軽自動車(軽トラック)		4	4	0.250	
	トップカー		4	4	0.250	
	貨物自動車		5	5	0.200	
倉庫用建物 作業用建物	木造		15	15	0.067	
	軽量鉄骨	骨格材が3mm以下のもの	19	19	0.053	
		骨格材が3mmから4mmのもの	25	25	0.040	
簡易建物	掘建造・仮設		7	7	0.143	
	パイプビニールハウス		10	10	0.100	

【計算例1】 平成19年2月に200万円で取得したパイプビニールハウスの場合

償却期間	計算(価額×0.9×償却率×使用月数)	減価償却費	未償却残高
1年目(平成19年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 11/12 =$	165,000 円	1,835,000 円
2年目(平成20年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	1,655,000 円
3年目(平成21年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	1,475,000 円
4年目(平成22年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	1,295,000 円
5年目(平成23年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	1,115,000 円
6年目(平成24年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	935,000 円
7年目(平成25年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	755,000 円
8年目(平成26年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	575,000 円
9年目(平成27年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	395,000 円
10年目(平成28年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.1 \times 12/12 =$	180,000 円	215,000 円
11年目(平成29年分)	$200万 \times 95\% - ※1,785,000円 =$	115,000 円	100,000 円
12年目(平成30年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	80,000 円
13年目(令和元年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	60,000 円
14年目(令和2年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	40,000 円
15年目(令和3年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	20,000 円
16年目(令和4年分)	$20,000円 - 1 =$	19,999 円	1 円

平成19年3月31日までの取得のため、取得価額の95%まで償却(耐用年数10年)

※10年目までの償却費累計

以降5年で残りの5%を均等償却します。

償却終了

【計算例2】 令和元年7月に100万円で取得した軽トラックの場合

償却期間	計算(価額×償却率×使用月数×専用割合)	減価償却費	未償却残高
1年目(令和元年分)	$100万 \times 0.25 \times 6/12 \times 0.4 =$	50,000 円	875,000 円
2年目(令和2年分)	$100万 \times 0.25 \times 12/12 \times 0.4 =$	100,000 円	625,000 円
3年目(令和3年分)	$100万 \times 0.25 \times 12/12 \times 0.4 =$	100,000 円	375,000 円
4年目(令和4年分)	$100万 \times 0.25 \times 12/12 \times 0.4 =$	100,000 円	125,000 円
5年目(令和5年分)	$(125,000 - 1) \times 0.4 =$	49,999 円	1 円

平成19年4月1日以降取得のため、備忘価額1円残して償却(耐用年数4年)軽トラックなどの場合、事業専用割合(4割の場合0.4)を乗じる。

【計算例3】 令和4年5月に15万円で取得した畦草刈り機の場合

償却期間	計算(価額×償却率)	減価償却費	未償却残高
1年目(令和4年分)	$15万 \times 1/3 =$	50,000 円	100,000 円
2年目(令和5年分)	$15万 \times 1/3 =$	50,000 円	50,000 円
3年目(令和6年分)	$15万 \times 1/3 =$	50,000 円	0 円

取得価額が20万円以下の場合、使用月数に関係なく3年で均等償却することができます。

○減価償却資産についての注意事項

- ・資産を複数の方で共有している場合は、「取得価額」を持分で分割し計算してください。
- ・「所有月数」が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月として計算します。
- ・「農業専用割合」とは、実際に農業で使用した割合のことです。農業以外で使用している場合に概算で算定してください。
 ↳ 軽トラックを農業用で購入したが買物や通勤にも使用している場合・・・使用距離などにより概算で算定・・・(例)農業専用割合40%、自家用60%とする。
- ・耐用年数が不明な資産については税務署または役場税務課へお尋ねください。
- ・新しく農機具・機械・車両などを購入された場合は「販売証明書」を、建物・構築物などを取得された場合は「売買契約書」などを用意してください。

農業雑収入とは

農業に関連して得た次のような収入は、農業雑収入となります。

- ・交付金・・・「経営所得安定対策交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」など
 中山間地域等直接支払交付金の「個人配分金」「共同取組活動分個人収入分」や多面的機能支払交付金の「日当」は雑収入へ計上します。
 その他、中山間事業の役員手当や作業分配金など
- ・有害鳥獣損害防止物資購入に伴う補助金
- ・受託作業料(オペレーター賃金など農業集団からの分配金)、農業作物加工・販売など、任意団体からの分配金
- ・果樹共済や水稲共済の受取共済金

- * 同一世帯員であれば、農業所得申告者の雑収入(1事業収入額)として計上します。
- * その他、販売・収穫高以外で、農業に関連して得た収入についても、農業の雑収入に計上してください。
- * **農業経営を行われていない家庭で、民泊経営の収入があった場合や多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金などの活動収入があった場合は、その収入は一般の雑収入として申告してください。**

